**香南市下水道用マンホールに関する**

**性 能 規 定 書**

香南市上下水道課

性 能 規 定 書

１．適用範囲

　　この性能規定書は、香南市が使用する鉄蓋（種類については下記参照）に適用する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| JSWAS区分 | 種　類 | 荷重区分 |
| 直接蓋 | G-4準拠 | マンホール呼び600 | T-25T-14 |
| マンホール呼び900-600 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| JIS 区分 | 種　類 |  |
| 直接蓋 | JISA5506準拠 | マンホール呼び600 | T-25T-14 |
| マンホール呼び900-600 |

２．製品構造・機能及び寸法

２－１【マンホール呼び600・900-600】

（１）　製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会規格（JSWAS　G-4下水道用鋳鉄製マンホールふた）（以下「JSWAS　G-4」という）または、日本工業規格（以下「JIS規格」という）以上のものに準ずる

　（２）　ふたと受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能及びふたの互換性を有すること。

　（３）　製品は、専用開閉器具でのみ開閉が容易であるとともに、ふたと受枠の隙間等から雨水及び土砂の流入を防止できること。なお、JIS規格の開閉器具については、従来型とする。

　（４）　設置後は、安全性の確保と昇降を容易にするため手持ちがあり、必要に応じ、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有する性能であること。また、転落を防止するため転落防止蓋を標準装備すること。

３．材質

　　製品は、JSWAS　G-4規格（FCD700）または、JIS規格（FC300）以上のものに適合するものでなければならない。

４．製作及び表示

　　製品には、製造業者の責任表示として、ふた裏面に種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマーク又は略号、及び製造年［西暦下二桁］をそれぞれ鋳出しすること。

４－１　公益社団法人日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資機材Ⅰ類の認定資格を取得した製造業者は、その認定工場で製造した認定適用資機材の製品のふた裏面に公益社団法人日本下水道協会の認定表示を鋳出しすること。なお、JIS規格製品の場合は、JIS規格規定製品であることを鋳出しすること。

５．デザイン及び表示

　　表面デザインは基本的にJIS規格模様とするが香南市の市章は中央部へ入れることとする。（参考１参照）また、香南市・汚水の文字はひらがなで表示する。

６．塗装

　　製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装しなければならない。

７．検査

７－１【製品検査】

　　　　製品はJSWAS　Ｇ－４または、JIS規格の検査方法に準じる。

　　　　製品の検査は性能規定書に基づき製作された製品中、本市検査職員指示のもとに3組を準備し、その内1組によって行う。

（１）　外観検査

外観検査は塗装完成品で行い、有害な傷がなく、外観が良くなくてはならない。

　（２）　寸法検査

その製品の寸法は表－１のとおりとする。

　（３）　荷重検査

　　　　荷重検査の基準値は表－２のとおりとする。

（４）　ふたの支持構造及び性能試験

　　　　ふたと受枠を嵌合させたものを供試体とし、プラスチックハンマーでふたの中央及び端部付近をたたき、がたつきのないことを目視により確認する。

　（５）　ふたの不法開放防止性能検査

　　　　ふたの不法開放防止性能検査は、バール、つるはしなどの専用工具以外にて、ふたの開放操作を行い、容易に開放できないことを確認する。

　（６）　その他検査

　　　　その他の検査等については、公益社団法人日本下水道協会発行の認定書「下水道用資機材製造工場認定書」をもって省略する。

　　　　認定資格取得工場以外については、公益社団法人日本下水道協会「下水道用資機材製造工場基本調査要領」に基づき工場調査を実施すること。

　　　　JIS規格製品については、JISA5506に準拠した証明書類を添付すること。

８．一般事項

　　本性能規定書は、法令、規格等の改正により、住民、車両等の安全、バリアフリー等に必要と判断される場合は、変更するため年1回見直しを行うものとする。